

大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例施行規則

(平成 18 年 3 月 28 日 大阪府規則第 51 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 101 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(事故の届出)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による届出は、特定設備における事故届出書（第 1 報）（様式第 1 号）を提出することにより行わなければならない。

第 4 条 条例第 3 条第 3 項の規定による届出は、特定設備における事故届出書（第 2 報）（様式第 2 号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の特定設備における事故届出書（第 2 報）には、次の表の上欄に掲げる特定設備の種類に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる図書その他知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

特定設備の種類	図書の種類	明示すべき事項
エレベーター	事故が発生した場所から最も近い階の平面図（建築物に附属しない観光のためのものにあつては、昇降路の出入口が存する場所の位置及び付近の状況を明らかにした図書）	縮尺、方位及びエレベーターの位置
エスカレーター	エスカレーターの昇降口が存する階の平面図（建築物に附属しない観光のためのものにあつては、昇降口が存する場所の位置及び付近の状況を明らかにした図書）	縮尺、方位及びエスカレーターの位置
遊戯施設	構造詳細図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法
自動ドア	事故が発生した階の平面図	縮尺、方位及びドアの位置
機械式駐車場	平面図	縮尺及び方位
	全体の組立図	縮尺
	構造詳細図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法

3 第 1 項の特定設備における事故届出書（第 2 報）には、前項の図書のほか、条例第 3 条第 3 項第 3 号の事故の再発防止対策の内容が確認できる写真、図面その他の図書を添付しなければならない。

(身分証明書)

第5条 条例第7条第3項の証明書は、身分証明書(様式第3号)とする。

(勧告)

第6条 条例第8条各項の規定による勧告は、書面により行う。

(書類等の提出部数)

第7条 第3条の規定により提出する書類の部数は、一部とする。

2 第4条各項の規定により提出する書類及び図書の部数は、正本一部及び副本一部とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)	(略)
様式第2号(第4条関係)	(略)
様式第3号(第5条関係)	(略)